

# 豊能町立図書館資料の除籍・廃棄に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊能町立図書館が所蔵する資料の除籍・廃棄に関して必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 豊能町立図書館は、常に住民の要望と期待に沿った適切な資料構成を維持し、開架室及び閉架書庫の効率的な管理を図るため、除籍・廃棄をするものとする。

(除籍の基準)

第 3 条 除籍は、次の各号に掲げる基準により、これを行う。

## 1 亡失

- (1) 回収不能及び現物弁償不能となり、貸出し時から3年以上経過したもの。
- (2) 3年以上所在不明となったもの。
- (3) 災害・その他の事故により失われたもの。

## 2 毀損

- (1) 図書資料は、はなはだしい汚損若しくは破損のため、修理製本ができないもの、又は製本価値がないと認めたもの。
- (2) 視聴覚資料は、映像または音声の再生が不完全で、資料としての価値を失ったもの。

## 3 不用

経年等により、内容的にみて利用価値が少なくなったもの。

- (1) 図書については資料の購入年月日から起算して1年以上、雑誌については保存年限、視聴覚資料については3年以上経過し、内容的にみて利用価値が少なくなったもの、又は資料としての価値を失ったもの。
- (2) 同一資料で複数所蔵のある資料。
- (3) 貸出実績や資料の保存価値、収蔵能力等を総合的に判断し、所蔵することが適当でなくなった資料。
- (4) その他、図書館長が不用と認めたもの。

## 4 その他

図書資料については以下の通りとする。

- (1) 分冊若しくは合冊により数量更正しようとするもの。
- (2) 館長が所属換を必要と認めたもの。

視聴覚資料については以下の通りとする。

- (1) 利用、貸出及び管理上、数量更正・所属換が適当と判断されるもの。
- (2) 館長が所属換を必要と認めたもの。

(廃棄の基準)

第 4 条 廃棄は、次の基準により、これを行う。

- 1 前条第2項又は第3項に該当する図書館資料等。

(除籍・廃棄の決定等)

第 5 条 図書館資料の除籍・廃棄は図書館長が決定するとともに、除籍・廃棄とする図書等の有効利用を図り住民の読書活動に資することを目的として、学校・その他の公共施設及び住民等に対して、これを無償譲渡することができる。

- 2 譲渡する資料のうち、学校及びその他の公共施設において、相当の利用が見込まれるものについては、当該施設に優先的に譲渡することができる。
- 3 譲渡にあたっては、公平性の確保の観点から広く住民等に周知する。
- 4 譲渡する資料は豊能町立図書館の蔵書と明確に区別できるように表示する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、資料の除籍に関し、統一的な処理を要する事項については館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。